

＜盛土規制法の規定に適合していることを証する書面の運用について＞

◆令和 7 年 5 月 26 日以降に確認済証の交付を受ける確認申請（計画通知を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規定に適合している必要があります。

◆千葉県では、確認申請（計画通知を含む）に「盛土規制法の規定に適合していることを証する書面」の添付を求めます。（指定確認検査機関に建築確認を申請する場合も同様※）
 ついては、以下の①、②と併せて、必要に応じて③～⑤のいずれかの図書を添付ください。

- ① 開発行為等に関する申告書
 （都市計画法施行規則第60条）
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法（セルフチェックシート）
 （盛土規制法施行規則第88条の規定による証明書の添付に代えるもの）
- ③ 都市計画法に基づく許可証又は協議の成立を証する書類の写し
 （都市計画法第29条第1項又は第2項、法第34条の2第1項、法第35条の2第1項又は第4項）
- ④ 盛土規制法に基づく許可証又は協議の成立を証する書類の写し
 （盛土規制法第12条第1項、法第15条第1項、法第16条第1項又は第3項）
- ⑤ 盛土規制法に基づく届出書
 （盛土規制法第21条第1項）

※指定確認検査機関に
 建築確認申請を行う
 場合は、①の図書の
 提出は不要です。

◆下記のフローで建築確認申請に必要な添付図書の種類をご確認ください。

建築確認申請に必要な添付図書の確認フロー（盛土規制法）

■建築確認申請をしようとする建築物の建築と併せて行う工事の区分【以下の区分A～F】

に応じて必要な添付図書の種類が異なります。

区分	工事の内容	添付する図書
A	都市計画法の開発許可を要する工事 【盛土規制法の許可を要しない工事 （届出を要する要する工事を含む）】	①、②、③、⑤
B	都市計画法の開発許可を要する工事 【盛土規制法のみなし許可となる工事】	①、②、③
C	都市計画法の開発許可及び 盛土規制法の許可を要する工事 【盛土規制法のみなし許可工事を除く】	①、②、③、④
D	盛土規制法の許可を要する工事 【都市計画法の開発許可を要しない工事】	①、②、④
E	盛土規制法の規制対象規模の工事であるが 規制開始前から施工されている工事	①、②、⑤
F	区分A～Eに該当しない工事	①、②